

令和2年12月

**第203回国会（臨時会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和2年12月5日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第203回国会（臨時会）議案審議等概況	1
II	第203回国会（臨時会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	4
	○参法	11
	○条約	14
	○承諾	14
	○決算・国有財産等	15
	○決議案	17
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	19
	○総務委員会	21
	○法務委員会	23
	○外務委員会	27
	○文部科学委員会	29
	○厚生労働委員会	34
	○農林水産委員会	38
	○国土交通委員会	43
	○安全保障委員会	46
	○災害対策特別委員会	47
IV	決議案	49
V	通過議案概要一覧	51
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	55

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党（～令和元年7月2日）
	自由民主党・無所属の会（令和元年7月2日～）
立憲	立憲民主党・市民クラブ（～平成31年1月16日）
	立憲民主党・無所属フォーラム（平成31年1月16日～令和元年9月30日）
立国社	立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム（令和元年9月30日～令和2年9月16日）
	立憲民主・国民・社民・無所属（令和2年9月16日～10月27日）
立民	立憲民主党・社民・無所属（令和2年10月27日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
維新	日本維新の会（～令和2年2月19日）
	日本維新の会・無所属の会（令和2年2月19日～）
国民	国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）
希望	希望の党（平成30年5月7日～令和2年10月27日）
希望	希望の党・無所属クラブ（～平成30年5月7日）
国民	国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）
無会	無所属の会（～平成31年1月16日）
社保	社会保障を立て直す国民会議（平成31年1月16日～令和元年9月30日）
社民	社会民主党・市民連合（～令和元年9月30日）
未来	未来日本（平成30年10月18日～令和元年7月2日）
自由	自由党（～平成30年9月13日、同年10月18日～平成31年1月24日）
無	無所属

（注）上記会派略称中、「国民」が、

「国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）」と

「国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）」

のいずれを指すか、

また、「希望」が、

「希望の党」と

「希望の党・無所属クラブ」

のいずれを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

I 第203回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

令和2年10月26日から12月5日までの41日間

2 議案件数

閣 法	10件（成立 9件、継続 1件）
衆 法	74件（成立 5件、継続 69件）
参 法	23件（成立 1件、参議院未付託未了 22件）
条 約	1件（承認 1件）
承 諾	3件（継続 3件）
決 算 等	16件（継続 12件、審査未了 4件）
決 議 案	1件（可決 1件）
（参考）	
委員会決議	2件（文部科学委員会、国土交通委員会）

Ⅱ 第 203 回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
201	種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第37号）	農林水産	10/26	11/17	修正	有	11/19	修正	12/1	可決	12/2	可決	
201	地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第53号）	総 務	10/26					閉会中 審査					
201	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第56号）	文部科学	10/26	11/18	可決	有	11/19	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (68)
203	予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	厚生労働	11/10	11/18	可決	有	11/19	可決	12/1	可決	12/2	可決	
203	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	災害対策	11/16	11/19	可決		11/20	可決	11/27	可決	11/30	可決	12/4 (69)
203	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	総 務	11/12	11/19	可決	有	11/20	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (70)
203	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案（内閣提出第4号）	農林水産	11/18	11/19	可決	有	11/20	可決	12/3	可決	12/4	可決	
203	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	内 閣	11/12	11/18	可決		11/19	可決	11/26	可決	11/27	可決	11/30 (65)
203	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	内 閣	11/12	11/18	可決		11/19	可決	11/26	可決	11/27	可決	11/30 (66)
203	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	安全保障	11/12	11/19	可決		11/20	可決	11/26	可決	11/27	可決	11/30 (67)

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
195	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号）	内 閣	10/26				閉会中 審査					
195	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号）	総 務	10/26				閉会中 審査					
195	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号）	法 務	10/26				閉会中 審査					
196	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号）	震災復興	10/26				閉会中 審査					
196	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号）	震災復興	10/26				閉会中 審査					
196	東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号）	震災復興	10/26				閉会中 審査					
196	対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号）	環 境	10/26				閉会中 審査					
196	原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号）	経済産業	10/26				閉会中 審査					
196	主要農作物種子法案（後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号）	農林水産	10/26				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
196	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号）	農林水産	10/26						閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号）	農林水産	10/26						閉会中 審査					
196	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号）	内 閣	10/26						閉会中 審査					
196	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号）	決算行政監視	10/26						閉会中 審査					
196	畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号）	農林水産	10/26						閉会中 審査					
196	国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号）	内 閣	10/26						閉会中 審査					
196	国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号）	内 閣	10/26						閉会中 審査					
196	公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号）	内 閣	10/26						閉会中 審査					
196	農業者戸別所得補償法案（長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号）	農林水産	10/26						閉会中 審査					
196	性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号）	内 閣	10/26						閉会中 審査					
196	民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号）	法 務	10/26						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
196	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号)	厚生労働	10/26					閉会中 審査					
196	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外5名提出、第196回国会衆法第42号)	憲法審査会	10/26					閉会中 審査					
196	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(森山浩行君外7名提出、第196回国会衆法第43号)	国土交通	10/26					閉会中 審査					
197	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号)	倫理選挙	10/26					閉会中 審査					
197	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号)	倫理選挙	10/26					閉会中 審査					
197	政治資金規正法の一部を改正する法律案(森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号)	倫理選挙	10/26					閉会中 審査					
197	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(逢坂誠二君外11名提出、第197回国会衆法第11号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					
197	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					
198	天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案(大島敦君外6名提出、第198回国会衆法第6号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					
198	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号)	憲法審査会	10/26					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
198	民法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外5名提出、第198回国会衆法第15号)	法 務	10/26					閉会中 審査					
198	公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(森山浩行君外10名提出、第198回国会衆法第19号)	厚生労働	10/26					閉会中 審査					
198	青少年自然体験活動等の推進に関する法律案(遠藤利明君外8名提出、第198回国会衆法第20号)	文部科学	10/26					閉会中 審査					
198	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第21号)	経済産業	10/26					閉会中 審査					
198	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(近藤昭一君外5名提出、第198回国会衆法第22号)	経済産業	10/26					閉会中 審査					
198	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第23号)	経済産業	10/26					閉会中 審査					
198	エネルギー協同組合法案(近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第24号)	経済産業	10/26					閉会中 審査					
198	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(近藤和也君外6名提出、第198回国会衆法第25号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					
198	手話言語法案(山花郁夫君外6名提出、第198回国会衆法第26号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					
198	視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案(山花郁夫君外6名提出、第198回国会衆法第27号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
198	多文化共生社会基本法案(中川正春君外4名提出、第198回国会衆法第28号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					
198	自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案(古本伸一郎君外2名提出、第198回国会衆法第29号)	財務金融	10/26					閉会中 審査					
198	認知症基本法案(後藤茂之君外5名提出、第198回国会衆法第30号)	厚生労働	10/26					閉会中 審査					
198	行政監視院法案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第31号)	議院運営	10/26					閉会中 審査					
198	国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第32号)	議院運営	10/26					閉会中 審査					
198	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第34号)	農林水産	10/26					閉会中 審査					
198	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第35号)	法 務	10/26					閉会中 審査					
198	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外6名提出、第198回国会衆法第36号)	震災復興	10/26					閉会中 審査					
200	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(城井崇君外5名提出、第200回国会衆法第10号)	文部科学	10/26					閉会中 審査					
201	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案(安住淳君外19名提出、第201回国会衆法第1号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案(小川淳也君外8名提出、第201回国会衆法第3号)	内 閣	10/26					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案（川内博史君外5名提出、第201回国会衆法第4号）	文部科学	10/26					閉会中 審査					
201	中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第201回国会衆法第9号）	経済産業	10/26					閉会中 審査					
201	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第11号）	厚生労働	10/26					閉会中 審査					
201	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第12号）	厚生労働	10/26					閉会中 審査					
201	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第13号）	厚生労働	10/26					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案（川内博史君外5名提出、第201回国会衆法第14号）	文部科学	10/26					閉会中 審査					
201	児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案（尾辻かな子君外10名提出、第201回国会衆法第15号）	厚生労働	10/26					閉会中 審査					
201	業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案（西村智奈美君外6名提出、第201回国会衆法第18号）	厚生労働	10/26					閉会中 審査					
201	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案（新藤義孝君外5名提出、第201回国会衆法第19号）	内 閣	10/26					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案（田嶋要君外6名提出、第201回国会衆法第20号）	経済産業	10/26					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案（吉川元君外5名提出、第201回国会衆法第21号）	総 務	10/26					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（階猛君外3名提出、第201回国会衆法第25号）	法 務	10/26					閉会中 審査					
201	労働者協同組合法案（後藤茂之君外14名提出、第201回国会衆法第26号）	厚生労働	10/26	11/20	可決		11/24	可決	12/3	可決	12/4	可決	
201	電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外7名提出、第201回国会衆法第27号）	総 務	10/26					閉会中 審査					
203	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外5名提出、衆法第1号）	厚生労働	12/3					閉会中 審査					
203	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外6名提出、衆法第2号）	厚生労働	12/3					閉会中 審査					
203	低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案（長妻昭君外8名提出、衆法第3号）	厚生労働	12/3					閉会中 審査					
203	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第4号）	審査省略					11/24	可決	12/1	可決	12/2	可決	
203	交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第5号）	審査省略					11/24	可決	12/1	可決	12/2	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
203	スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第6号)	審査省略					11/24	可決	12/1	可決	12/2	可決	
203	令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第7号)	審査省略					11/24	可決	12/2	可決	12/4	可決	
203	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(今井雅人君外7名提出、衆法第8号)	内 閣	12/3					閉会中 審査					
203	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、衆法第9号)	法 務	12/3					閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
203	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第1号)											審議 未了	
203	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第2号)											審議 未了	
203	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第3号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
203	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第4号)											審議 未了	
203	政治資金規正法の一部を改正する法律案(石井章君外1名提出、参法第5号)											審議 未了	
203	租税特別措置法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第6号)											審議 未了	
203	政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第7号)											審議 未了	
203	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第8号)											審議 未了	
203	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第9号)											審議 未了	
203	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
203	地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第11号)											審議 未了	
203	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第12号)											審議 未了	
203	生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(秋野公造君外4名提出、参法第13号)	法務	12/1	12/2	可決	有	12/4	可決	11/19	可決	11/20	可決	
203	公職選挙法の一部を改正する法律案(音喜多駿君外4名提出、参法第14号)											審議 未了	
203	独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第15号)											審議 未了	
203	日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(松沢成文君外1名提出、参法第16号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
203	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(片山大介君外1名提出、参法第17号)											審議 未了	
203	公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(片山大介君外1名提出、参法第18号)											審議 未了	
203	新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(音喜多駿君外1名提出、参法第19号)											審議 未了	
203	国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第20号)											審議 未了	
203	森林法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第21号)											審議 未了	
203	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第22号)											審議 未了	
203	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(舟山康江君外3名提出、参法第23号)											審議 未了	

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
203	包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	11/12	11/20	承認	11/24	承認	12/3	承認	12/4	承認

〔承 諾〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
201	令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/26				閉会中 審査				
201	令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/26				閉会中 審査				
201	令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/26				閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/26				閉会中審査	/
	平成28年度特別会計歳入歳出決算							
	平成28年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成28年度政府関係機関決算書							
197	平成29年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/26				閉会中審査	
	平成29年度特別会計歳入歳出決算							
	平成29年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成29年度政府関係機関決算書							
200	平成30年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/26				閉会中審査	
	平成30年度特別会計歳入歳出決算							
	平成30年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成30年度政府関係機関決算書							
203	令和元年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	12/4				閉会中審査	
	令和元年度特別会計歳入歳出決算							
	令和元年度国税収納金整理資金受払計算書							
	令和元年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/26				閉会中審査	/
195	平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/26				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/26				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/26				閉会中審査	
200	平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/26				閉会中審査	
200	平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/26				閉会中審査	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
203	令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/4				閉会中審査	
203	令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/4				閉会中審査	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/26		審査未了			
197	日本放送協会平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/26		審査未了			
200	日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/26		審査未了			
203	日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	12/4		審査未了			

〔決議案〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
203	気候非常事態宣言決議案（鴨下一郎君外8名提出、決議第1号）	審査省略				11/19	可決

（参 考）

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
203	スポーツ振興投票の実施等に関する件	文部科学	11/20
203	交通政策及び国土強靱化に関する件	国土交通	11/20

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げること。
- 二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.05月分引き下げること。
- 二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第4号）要旨

本案は、特定非営利活動法人の設立を促進するとともに、特定非営利活動促進法に基づく事務等の簡素化及び合理化を図るため、設立認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び書類の閲覧等の際の個人の住所等に係る記載の部分の除外について定めるとともに、認定特定非営利活動法人等が所轄庁に提出する書類の一部を削減する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定非営利活動法人の設立認証の申請があった場合における必要書類の縦覧期間を、「1月間」から「2週間」に短縮するとともに、所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用等の方法により公表するものとする。
- 二 申請書又は添付書類に不備があった場合における補正期間を、「2週間」から「1週間」に短縮すること。

- 三 設立認証の申請があった場合における公表等の対象から、役員の住所等に係る記載の部分を除くこと。
- 四 書類の閲覧請求等があった場合における閲覧等の対象から、役員等の住所等に係る記載の部分を除くこと。
- 五 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とすること。
- 六 認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等について、既に所轄庁に提出されているものからその内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とすること。
- 七 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 八 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務等について、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

【総務委員会】

○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 郵便法の一部改正関係

1 配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲を拡大すること。

2 郵便業務管理規程の認可基準の緩和

(一) 郵便物の配達の方法に係る基準について、「1週間につき6日以上郵便物の配達を行うこと」とされている規定を「1週間につき5日以上郵便物の配達を行うこと」に緩和すること。

(二) 郵便物の送達の方法に係る基準について、国際郵便を除いた郵便物を、差し出された日から原則として「3日以内に送達すること」とされている規定を「4日以内に送達すること」に緩和すること。

二 民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正関係

一般信書便役務の定義等に関し、一と同様の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 郵政が民営化して13年が経過したこともあり、郵政民営化の進捗状況等について総合的に検証すること。

二 郵便サービスの水準を変更するに当たっては、日本郵便株式会社等と連携し、利用者に対する適切な周知を図るとともに、サービス提供に混乱が生じることがないように指導監督を行うこと。

三 日本郵便株式会社が将来にわたり、郵便サービスを維持し、全国あまねく安定的にユニバーサルサービスを提供する責務を果たすことができるよう、

必要な措置を講ずること。また、ユニバーサルサービスの質の維持・向上に資する必要な支援を講ずること。

四 日本郵便株式会社が、非正規雇用を含むすべての社員を大切にし、長時間労働を招くことがないようにするとともに、出来る限り深夜労働を減らすことができるよう、指導監督を行うこと。また、働き方改革関連法の趣旨に則り、雇用を維持し、処遇や労働条件の改善を図り、同一労働同一賃金を具現化するよう指導監督を行うこと。

五 日本郵政グループが、かんぽ生命保険の保険商品に係る不適切契約問題等によって損なわれた国民の信頼を回復するとともに、再発防止策の確かな推進と経営の健全化を早期に実現するよう指導監督を行うこと。

【法務委員会】

○生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案（参議院提出、参法第13号）要旨

本案は、生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「生殖補助医療」、「人工授精」、「体外受精」及び「体外受精胚移植」についての定義規定を設けること。
- 二 生殖補助医療の提供等に関し、生殖補助医療は、不妊治療として、その提供を受ける者の心身の状況等に応じて、適切に行われるようにするとともに、これにより懐胎及び出産をすることとなる女性の健康の保護が図られなければならない等とする基本理念のほか、国及び医療関係者の責務、知識の普及等、相談体制の整備並びに法制上の措置等に関する規定を設けること。
- 三 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例
 - 1 女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすること。
 - 2 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫はその子が嫡出であることを否認することができないこと。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。
ただし、三は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、当該日以後に生殖補助医療により出生した子について適用すること。
- 五 生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方、生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供（医療機関による供給を含む。）又はあっせんに関する規制（これらの適正なあっせんのための仕組みの整備を含む。）の在り方、他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、当該生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者及び当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方等について、おおむね2年を目途として、両議院の常任委員会の合同審査会の制度の活用等を通じて、幅広くかつ着実に検討が加えられ、その結果に基づ

いて法制上の措置等が講ぜられるものとする。また、この法律の規定について、認められることとなる生殖補助医療により出生した子の親子関係を安定的に成立させる観点から三の規定の特例を設けることも含めて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(附帯決議)

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供に当たっては、以下の基本的認識に基づいて施策を講ずること。
 - 1 生殖補助医療の提供等については、それにより生まれる子の福祉及び権利が何よりも尊重されなければならないこと。
 - 2 当事者、特に女性の心身の保護及びリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する自己決定権）の保障が尊重、確保されなければならないこと。また、保障されるべきリプロダクティブ・ヘルス／ライツには、女性の健康の確保だけではなく、身体的にも精神的にも本人の意思が尊重され、自らの身体に係ることに自ら決定権を持つことが含まれるものであることに留意すること。
 - 3 商業的な悪用・濫用を禁止し、防止するとともに、優生思想の排除を維持すべきこと。
 - 4 生殖補助医療及び不妊治療は、国による少子化対策としてのみ推進されるべきものではないこと。
- 二 政府は、血縁のある子をもうけることを推奨するような誤解を招くことや、子をもうけることが人生のプロセスとして当然かのような印象を与えることがないように、適切な措置を講ずること。
- 三 政府は、本法第3条第3項に規定する精子又は卵子の採取、管理等の安全性の確保の要請は、胚についても及ぶことを踏まえた措置を講ずること。
- 四 政府は、本法第3条第4項の規定が、本法の目的の一つである生殖補助医療によって生まれくる子どもの福祉と権利の尊重を理念に定めたものであり、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが安全で良好な環境で生まれ、育つ固有の権利を有すること、及びその尊重と確保のために必要な配慮がなされなければならないことを規定していることに留意し、必要かつ適切な施策を講ずること。
- 五 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供を受ける者が安心かつ安全に必

要とする治療を受けられるよう、不断にその質の向上に努めるとともに、その確保のために、自由診療の下での医療費及び高額請求等の実態把握、諸外国より低いとされる成功率の実態調査及び原因・要因の分析、生殖補助医療提供者の治療技術や治療実績などの把握や検証等を行い、治療技術の標準化や情報公開等の在り方についての検討を行った上で、必要に応じて法制上の措置を講ずること。

六 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の効果に関するインフォームド・コンセントを尊重したカウンセリング体制の強化並びに生殖補助医療及び不妊治療への社会の理解の促進を図ること。

七 政府は、本法附則第3条に基づく法制上の措置が講ぜられるまでの間、生殖補助医療の提供等において婚姻関係にある夫婦のみを対象とするのではなく、同性間カップルへの生殖補助医療の提供等を制限しないよう配慮すること。

八 政府は、生殖補助医療及び不妊治療を利用する当事者及びそれにより生まれる子への偏見を防止するとともに、不当な差別を禁止するために必要な措置を講ずること。

九 政府は、養育里親、特別養子縁組等多様な選択肢の周知と支援体制を強化し、多様な生き方及び多様な家族の在り方を保障するための取組を推進すること。

十 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の研究において、ヘルシンキ宣言及び国の研究指針等が遵守されるよう努めること。

十一 政府は、仕事と生殖補助医療や不妊治療等との両立が実現できるよう、職場における働き方の環境や制度の整備を行うとともに、周囲や社会全体の理解の醸成のためのヘルスリテラシー等に係る教育の推進など必要な措置を講ずること。

十二 政府は、生殖補助医療の提供における適正性を確保するための幅広い分野の専門家を構成員に含む検討会を設置すること。

十三 政府は、ヒト受精卵に対する遺伝情報改変技術等の規制の在り方を検討すること。

十四 本法附則第3条に基づく検討を行うに当たり、以下の事項をその対象とすること。

- 1 女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツの保障が本法第3条の基本理念に含まれ、それは健康にとどまらず身体的にも精神的にも本人の意思が

尊重されるべきことが含まれるものであって、その徹底が強く要請されていることを踏まえ、その十分な確保のための具体策

- 2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が子どもの最善の利益とともに命の権利や意思表明権の保障も要請していることに十分に留意した、生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」の在り方
- 3 本法が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）及び障害者の権利に関する条約の要請に十分に合致するものであることを担保する観点での、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重等の保障の在り方の具体策
- 4 精子又は卵子の提供者及び提供を受ける者が十分かつ適切な説明を受けた上で承諾した事実の管理等を公的に行う機関の在り方
- 5 第三者機関による審査・監督制度や胚培養士等専門職の資格制度の在り方
- 6 精子・卵子提供を受ける側の要件及び判断の在り方
- 7 生殖補助医療や不妊治療に係る法令違反の際の罰則等と倫理規定の在り方
- 8 同性間のカップルにおける生殖補助医療の提供の在り方や同性間のカップルに対する生殖補助医療に係る支援の在り方
- 9 精子・卵子提供者を含む当事者に対する生殖補助医療に係るインフォームド・コンセントの確保・確立と不利益の回避のための具体的な制度の在り方
- 10 生殖補助医療に用いられる卵子の提供において、家族間等の無償の卵子提供の強要を防止する対策
- 11 代理懐胎についての規制の在り方
- 12 現在、法制審議会民法（親子法制）部会において行われている嫡出推定制度等の親子法制に係る見直しの検討について取りまとめがなされた場合、その結論を踏まえた、生殖補助医療により生まれた子に関する新たな法制上の措置

十五 本法成立後速やかに、幅広い会派の参加により本法附則第3条の検討を行うこと。

【外務委員会】

○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号） 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、電子商取引、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 物品の貿易について、協定に別段の定めがある場合を除き、各々の譲許表に従って関税を引き下げ、又は撤廃すること。
- 二 欧州連合の原産品とされる産品は、締約国において特定の他の産品を生産するための材料として使用される場合には、当該締約国の原産品とみなすこと。
- 三 投資の自由化について、企業の設立又は運営に関し、企業の数の制限、取引総額又は資産総額の制限等を課する措置を維持し、又は採用してはならないこと。
- 四 国境を越えるサービスの貿易について、サービス提供者の数の制限、サービスの取引総額又は資産総額の制限等を課する措置を維持し、又は採用してはならないこと。
- 五 締約国間の電子的な送信に対して関税を課してはならず、また、一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェアの自国の領域における輸入等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コード又はアルゴリズムの移転等を要求してはならないこと。
- 六 各締約国は、自国の領域において、地理的表示の登録及び保護のための制度を定め、また、一方の締約国は他方の締約国の地理的表示を一定の条件の下で保護すること。
- 七 両締約国は、自国の領域内の女性が国内経済及び世界経済に衡平に参加する機会を増大させることの重要性を認識すること。

なお、附属書及び相互承認に関する議定書は協定の不可分の一部を成し、附属書は両締約国が実施する関税の撤廃及び削減等の対象品目、条件等を定め、相互承認に関する議定書は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品並びに医薬品の4分野に関して一方の締約国において実施される一定の手続の結

果等を、それぞれ他方の締約国が受け入れるために必要な法的枠組みを定めている。

【文部科学委員会】

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第56号） 要旨

本案は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、及び同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

- 1 法律の題名を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」とすること。
- 2 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部は、令和4年3月31日まで置かれるものとする。
- 3 令和3年の国民の祝日に関する法律の規定の適用については、同法第2条海の日の項中「7月の第3月曜日」とあるのは「7月22日」と、同条山の日項中「8月11日」とあるのは「8月8日」と、同条スポーツの日の項中「10月の第2月曜日」とあるのは「7月23日」とすること。
- 4 その他所要の改正を行うこと。

二 地方税法の一部改正

- 1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期することに伴い、法人住民税及び法人事業税の特例措置の適用期限を延長すること。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

三 租税特別措置法の一部改正

- 1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期することに伴い、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長すること。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

四 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3

年に延期することに伴い、所要の改正を行うこと。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 政府は、本法の施行による令和3年の国民の祝日の移動について、国民の各界各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に混乱を生ずることのないよう万全を期すこと。
- 二 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「本大会」という。）の準備及び運営に当たっては新型コロナウイルス感染症対策が重要な課題となることから、政府は、東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）等と連携し、感染防止対策の徹底、検査・医療体制の充実等を図ること。
- 三 本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症対策に伴い追加的な経費が必要になることが見込まれることから、政府、東京都及び大会組織委員会は、可能な限り本大会の開催に要する経費の抑制を図るとともに、追加的な経費を含めた総経費の内訳や分担について適切に情報を公開し、丁寧な説明に努めること。
- 四 本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けているオリンピック・パラリンピックの競技団体を支援するため、政府は、関係機関と連携し、迅速な相談対応及び情報共有を行うとともに、新しい生活様式における強化活動及び感染症対策に資する方策を検討すること。特に、パラアスリートがスポーツを安全・安心に実施できるよう、介助者を含め、適切な新型コロナウイルス感染症対策が講じられるよう支援すること。
- 五 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国の地方公共団体と本大会の参加国・地域との直接的な交流が困難となっている中でも、本大会の開催が地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、関係する地方公共団体に対し、感染症対策も含め必要な支援を行うこと。

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第6号） 要旨

本案は、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資するため、スポーツ振興投票の対象の多様化、スポーツ振興投票の収益の使途の拡大等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

1 スポーツ振興投票の対象の追加

- (一) スポーツ振興投票の対象競技にバスケットボールを加えること。
- (二) 一の試合の結果を対象とするスポーツ振興投票（単一試合投票）を実施することができるようにすること。
- (三) 競技会の経過又は結果を対象とするスポーツ振興投票（順位予想投票）を実施することができるようにすること。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）

は、スポーツ振興投票に係る収益をもって、地方公共団体又はスポーツ団体が行う冷暖房又は照明設備等の整備、選手のセカンドキャリア形成支援、大規模災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合の職業及び生活の安定に資する事業、青少年の心身の健全な発達及び体力の保持増進を目的とする地域におけるスポーツ活動等の事業に要する資金の支給に充てることができること。

3 センターは、スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）

に対し、試合又は競技会の計画的かつ安定的な開催の業務に要する費用の一部について支援することができること。また、機構は、この支援を受けて業務を行うに当たっては、チームを保有する社員その他の関係者の意見を聴かなければならないこと。

二 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって特に必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務を特定業務とする等の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。

<委員会決議>

○スポーツ振興投票の実施等に関する件

我が国においては、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控える等、スポーツ振興に対する機運が高まっており、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして「スポーツ立国」を実現するための方策を実現できる、中長期的な視点に立った財源を確保することが求められている。他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、スポーツ大会等の中止・延期、スポーツ施設の閉鎖により運動の機会が失われる等、スポーツ界は深刻な危機に直面している。

このような状況を踏まえ、スポーツを愛好する国民一人ひとりの自発的な寄附によってスポーツを支えるというスポーツ振興投票制度の強化を図り、感染症対策も含めた迅速な支援を実施するため、スポーツ振興投票の対象の追加、単一試合投票及び順位予想投票の導入、収益の用途の拡大等を主な内容とするスポーツ振興投票の実施等に関する法律等を改正する法律案を起草する運びとなった。

政府は、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 スポーツ振興投票の寄附的な性格について理解の促進を図り、売上の向上に努めるとともに、スポーツ振興のための予算措置について、今後もなお一層その充実を図ること。
- 二 独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）の業務に要する費用に係る支援の一部について、機構からチームを保有する社員に対して、一の試合を対象とするスポーツ振興投票（以下「単一試合投票」という。）のチームごとの売上が踏まえて配分することができるよう、機構に対して必要な規程の整備を促すこと。
- 三 海外リーグの試合については、単一試合投票の導入当初においては、対象として指定しないこととし、単一試合投票の実施状況や購入者に対する影響等を踏まえて、単一試合投票の対象とすることについて検討を行うこと。

- 四 スポーツ振興投票の公正な運営を確保するため、機構に対して、チームの選手、監督及びコーチ並びに審判員等に対する不正行為の防止等に係る研修の充実、アンチドーピング活動の充実、相談窓口の整備及び周知等に取り組むことを通じてスポーツ・インテグリティの向上を図るよう促すこと。
- 五 単一試合投票について、特定の結果に極めて多数の投票が集中するなど、通常想定されない投票が行われた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいてこれを探知し、機構と情報共有を図る仕組みを構築すること。
- 六 単一試合投票について、過去の試合結果等に基づき、当せん倍率が過度に高くない投票パターンを設定するよう留意すること。
- 右決議する。

【厚生労働委員会】

○予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとする。この場合において、都道府県知事は、市町村長に対し、必要な協力をするものとする。
- 二 市町村長が行う新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を臨時接種とみなして、予防接種法の規定を適用するものとする。
- 三 市町村が支弁する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行うために要する費用は、国が負担するものとする。
- 四 予防接種の勧奨又は予防接種を受ける努力義務に関する予防接種法の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができるものとする。
- 五 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結するワクチン製造販売業者等を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償すること等により生ずる損失を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとする。
- 六 外国に検疫感染症以外の感染症が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、1年以内の期間を限り、当該感染症について検疫法の規定を準用することができることとされているところ、当該政令で定められた期間について、1年以内の政令で定める期間に限り延長することができるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィットその他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。
- 二 新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと。
- 三 新しい技術を活用した新型コロナウイルスワクチンの審査に当たっては、その使用実績が乏しく、安全性及び有効性等についての情報量に制約があることから、国内外の治験を踏まえ、慎重に行うこと。
- 四 新型コロナウイルスワクチンに関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査報告書については承認後速やかに公表するとともに、ワクチン承認の可否が判断される薬事・食品衛生審議会に係る議事録について、可能な限り早急に公表すること。
- 五 新型コロナウイルスワクチンによる副反応を疑う事象について、広く相談窓口を設置し、国民に周知すること。また、海外における情報も含め、医療機関又は製造販売業者等から迅速に情報を把握し、情報公開を徹底するとともに、健康被害が拡大することのないよう、的確に対応すること。
- 六 新型コロナウイルスワクチンには、新しい技術を活用したワクチンが含まれることを踏まえ、接種に伴って健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、広く周知を図るとともに、迅速、円滑な運用に努めるなどの的確に対応すること。
- 七 新型コロナウイルスワクチン確保のために製造販売業者等と損失補償契約を締結するに当たっては、それが最終的に国民の負担となることを踏まえ、真に国が補償することが必要な損失として国民の理解が得られるものとなるように、製造販売業者等との交渉を行うこと。
- 八 新型コロナウイルスワクチン接種の対象者の選定及び優先順位の決定に当たっては、科学的根拠に基づいて行うとともに、その理由を国民に丁寧に説明すること。
- 九 新型コロナウイルスワクチン接種については、大規模に実施されることとなるため、実施主体となる市町村長が円滑に接種事業を行えるように、ワクチンの流通を含む接種体制の整備や実施方法の策定などについて、国が積極的な支援を行うこと。

- 十 海外における感染拡大の状況等に鑑み、検査体制の拡充、検疫所の体制の強化等の水際対策を徹底すること。
- 十一 新型コロナウイルス感染症に関する国民への広報やリスクコミュニケーションについて、担当する組織の在り方も含め、検討すること。
- 十二 新型コロナウイルス感染症に関わる情報公表の在り方について、個人に関する情報の取扱いを含め、今後、専門家や関係者の意見を聴いて具体的に検討するとともに、関係者の理解を求めること。
- 十三 緊急性や注目度の高い事例が発生した時は特に国と当該地方自治体との情報共有及び情報発信に向けた緊密な連携が重要であることに鑑み、国及び地方自治体の担当者の間や、国と医師会等の医療関係団体間で迅速に情報共有が図られるよう、あらかじめ発生時の対応や連絡窓口等を確認するとともに、情報交換窓口の一本化、公表内容や公表時刻の調整等に努めること。
- 十四 外国人や障害者、高齢者等の「情報弱者」に配慮した情報提供の方法について、地方自治体とも連携して検討すること。

○労働者協同組合法案（後藤茂之君外14名提出、第201回国会衆法第26号）要旨

本案は、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織を通じて地域において多様な需要に応じて事業が行われることを促進する観点から、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 労働者協同組合の目的は、組合員が出資し、事業を行うに当たり組合員の意見を適切に反映し、組合員が組合の行う事業に従事するという基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとする。
- 二 労働者協同組合の要件は、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること、組合員との間で労働契約を締結すること、組合員の議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず平等であること、労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること、剰余金の配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこととする。
- 三 労働者協同組合の運営の原則は、営利を目的として事業を行ってはならないこと、特定の政党のために利用してはならないこと等とする。

- 四 労働者協同組合の設立は、行政庁による認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たせば法人格が付与される準則主義によることとすること。
- 五 労働者協同組合の管理、解散及び清算並びに合併、労働者協同組合連合会、行政庁による監督等の規定を整備すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【農林水産委員会】

○種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第37号）要旨

本案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすくするための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設等
 - 1 品種登録出願時に、輸出先国又は栽培地域を指定する旨及び当該指定国以外へ輸出する行為又は当該指定地域以外で収穫物を生産する行為を制限する旨が届出された登録品種については、種苗等の譲渡後も、これらの行為には育成者権の効力が及ぶこととすること。
 - 2 譲渡する登録品種の種苗又は包装に登録品種である旨及び1の制限がある旨の表示を義務付けるとともに、譲渡の申出をする者が広告等を行う場合もこれらの表示を義務付けることとすること。
- 二 育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止
農業者が登録品種等の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために種苗として用いる自家増殖について、育成者権の効力が及ばないとする規定を削り、自家増殖は育成者権者の許諾に基づき行うこととすること。
- 三 品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し等
 - 1 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定することとすること。
 - 2 出願者は、審査により特定された出願品種の特性が事実と異なると思料するときは、品種登録前に、農林水産大臣に対し、当該特性の訂正を求めることができることとすること。
 - 3 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が当該登録品種と品種登録簿に記載された審査特性により明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産大臣の判定を求めることができることとすること。
- 四 品種登録審査実施方法の充実・見直し
農林水産大臣は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に、栽培試験に加え、現地調査も行わせることができることとすること。また、品種登録の審査を充実させるため、出願者は、栽培試験等に係る手数料を納

付することとする。

五 施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行するものとする。ただし、一については、令和2年12月1日、二については、令和4年4月1日から施行するものとする。

(修正要旨)

- 一 輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設等に関する規定の施行期日を令和3年4月1日に改めること。
- 二 品種登録の審査の実施方法の充実及び見直し、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し等に関する規定の施行期日を令和4年4月1日に改めること。

(附帯決議)

近年、我が国の優良な登録品種が海外に流出し、他国で生産され第三国に輸出される等、我が国からの農林水産物の輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が発生している。こうした事態に対処するため、育成者権の強化を図ることが求められている。一方で、育成者権の強化が農業経営に与える影響にも十分配慮する必要がある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止を目的とした育成者権の強化が、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、農産物生産を停滞させ食料の安定供給を脅かしたりしないよう、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨として施策を講じること。
- 二 稲、麦類及び大豆の種苗については、農業者が円滑に入手し利用できることが我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、都道府県と連携してその安定供給を確保するものとし、各都道府県が地域の実情に応じてその果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制が整備されるよう、適切な助言を行うこと。
- 三 各都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の原種ほ及び原原種ほの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、これを民間事業者に提供するという役割も担いつつ、都道府県内における稲、

麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、必要な措置を講じることができるよう、環境整備を図ること。

四 稲、麦類及び大豆については、品種の純度が完全で優良な種子の供給を確保するため、原原種の採種ほ場では育成者が適切な管理の下で生産した種子又は系統別に保存されている原原種を使用するよう指導すること。

五 種苗法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に地方交付税措置を講じること。

六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県等の試験研究機関が育成した登録品種に関する通常利用権の許諾については、その手続等が有機農業をはじめ農業者の負担になることのないよう、適切に運用するとともに、これらの公的試験研究機関に対してガイドラインを提示する等により、その周知徹底を図ること。

七 農業者が意図せずに、育成者権者の許諾を得ずに登録品種の自家増殖を行い、不利益を被ることを防止するため、農業者に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うこと。

八 公的試験研究機関が民間事業者に種苗の生産に関する知見を提供する場合には、我が国の貴重な知的財産である技術や品種の海外や外国企業への流出を防止するため、適切な契約を締結する等十分留意するよう指導すること。

九 登録品種の種苗の海外流出の防止に当たっては、ホームセンター等の販売員等が意図せずに登録品種の種苗を外国人に販売すること等により不利益を被ることを防止するため、ホームセンター等に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うとともに、国において適切な運用を図ること。

十 新品種の開発は、利用者である農業者の所得や生産性の向上、地域農業の振興につながるべきものであることに鑑み、我が国において優良な植物新品種が持続的に育成される環境を整備するため、公的試験研究機関による品種開発及び在来品種の収集・保全を促進すること。また、その着実な実施を確保するため、公的試験研究機関に対し十分な財政支援を行うこと。

右決議する。

○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案（内閣提出第4号） 要旨

本案は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定の水産動植物等の国内流通の適正化のための措置

- 1 特定第一種水産動植物（国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種）の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（以下「届出採捕者」という。）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととするともに、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととすること。また、当該特定第一種水産動植物等を取り扱う一次買受業者、流通業者、加工業者等についても同様に行政機関に対し届け出なければならないこととすること。
- 2 届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等（以下「特定第一種水産動植物等取扱事業者」という。）は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととすること。
- 3 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成し、保存しなければならないこととすること。
- 4 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととすること。

二 特定の水産動植物等の輸入の適正化のための措置

特定第二種水産動植物（国際的にIUU（違法・無報告・無規制）漁業のおそれの大きい魚種）等については、適法に採捕されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととすること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行するものとする。

- 2 一の1の漁業者等に係る届出に関しては、施行日の6月前の日から施行日の前日までの間においても、その届出を可能とすること。

(附帯決議)

我が国において、違法に採捕された水産動植物が流通することにより、国内の水産資源が減少し、適正に操業を行う漁業者等の経営に影響を及ぼすおそれがある。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化することは喫緊の課題である。また、国際社会においてIUU（違法・無報告・無規制）漁業撲滅の実行が求められており、水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずることが急務である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 本法制定の第一義的目的は、国内外において違法に採捕された水産動植物の流通を防止することであることについて、漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び消費者等の国民全般に周知し、十分な理解と協力を求めること。
- 二 特定第一種水産動植物等、特定第二種水産動植物等を定めるに当たっては、我が国水産業の実情を踏まえ、漁業者、流通・加工業者の経営及び地域経済に及ぼす影響について十分に配意し、慎重に行うこと。
- 三 漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等の制度の創設・運用に当たっては、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地・消費地市場等の過度な負担とならないよう、電子化等制度運用体制の整備に必要な支援を行うこと。
- 四 近年、我が国の排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が、頻発かつ恒常化している事態に鑑み、違法外国漁船を早急に排除し、我が国の漁船の安全操業を確保すること。また、違法漁獲物及び加工品の我が国への流入を確実に阻止すること。

右決議する。

【国土交通委員会】

○交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、交通に関する施策の一層の推進を図る観点から、交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、人口の減少に対応しつつ地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるようにすべきこと及び国土強靱化の観点を踏まえ我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することが重要であることを規定等するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 交通政策基本法の一部改正

- 1 交通の機能の確保及び向上に関する規定に、交通に関する施策の推進は、人口の減少に対応しつつ、交通が地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるよう行われなければならないことを追加するとともに、交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、国土強靱化の観点を踏まえ、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑みること追加すること。
- 2 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等に関する規定に、国は、少子高齢化の進展、人口の減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する需要が多様化し、又は減少する状況においても、国民が移動を円滑に行うことができるようにすべきことを明記すること。
- 3 国は、公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援その他必要な施策を講ずること。
- 4 国が地域の活力の向上に必要な施策を講ずる目的として、地域社会の維持及び発展を図ることを明記するとともに、そのために必要な施策として基幹的な高速交通網の形成及び輸送サービスの提供の確保を追加すること。
- 5 国が運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展のために行う施策として、必要な労働条件の改善を含む人材の確保の支援を追加すること。
- 6 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策について、国土強靱化の観点から、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑みべきことを明記すること。

二 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部改正

前文に、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発していることを追加するとともに、基本方針に、国家及び社会の重要な機能として、行政、情報通信、交通を明記し、地域間の連携の強化等により、地域の活力の向上が図られることを追加すること。

三 この法律は、公布の日から施行すること。

＜委員会決議＞

○交通政策及び国土強靱化に関する件

政府は、交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 公共交通の防災・減災、公共交通が被災した場合の早期の代替交通・手段の確保、地域経済の活性化や地域社会の維持及び発展のための基幹的な高速交通網の形成、地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成、運輸事業その他交通に関する事業の基盤の強化並びに人材の確保等に必要なハード・ソフト両面にわたる施策を講ずるための財政上の措置を講ずること。
- 二 交通が国民の日常生活及び社会生活の基盤であることに鑑み、新型コロナウイルス感染症の影響によりあらゆる交通需要が大幅に減少する状況においても国民の交通手段が確保されるよう、運輸事業に対する柔軟かつ機動的な支援等を行うこと。
- 三 人材確保が困難となっている自動車運転者等公共交通に従事する者の賃金及び労働条件の改善のための支援に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送需要が減少した事業者において雇用の維持が可能となるよう引き続き必要な施策を講じること。
- 四 経営が非常に厳しい地域の公共交通事業者の状況に鑑み、公共交通機関の利用促進を図り、地域公共交通網を維持及び確保するために更なる必要な施策を講じるとともに、地域公共交通の利便性及び安全性の向上についての事業者の取組を財政面も含め支援すること。また、科学的知見に基づいた安心感の醸成に向けて、事業者と連携した取組に努めること。
- 五 大規模な自然災害により被災した交通施設等の復旧に当たっては、防災・減災等に資する国土強靱化の観点から、再度災害防止のための改良復旧等を対象とする支援制度の整備及び運用改善について検討すること。また、復旧

に際しては、地域における持続可能性を考慮した上での建設的な協議の下、地域の全ての関係者が連携、協働して、再構築を図る取組を支援すること。

六 高速交通網の形成に当たっては地域住民の理解が重要であることを踏まえ、事業の必要性や工事の進め方等について事業主体と住民その他の関係者との間で十分な協議を行うための場を設ける等の環境整備を行い、計画段階及び工事段階の双方における関係者間の合意形成に努めること。

七 人口の減少その他社会経済情勢に鑑み、交通に関する施策の推進を通じて、分散型社会の形成、国土の均衡ある発展に努めること。

八 高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のために介助を要する場合に対し、交通事業者、行政、ボランティア団体等の連携の下、安全を確保し、支えていくための取組を推進すること。特に障害者については、公共交通機関の利用が拡大していることから、車椅子使用者や視覚障害者をはじめとする移動制約者と事業者双方との対話を重ねた上で介助の在り方を明確化するなど、必要な措置を講じること。

右決議する。

【安全保障委員会】

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される令和2年12月期の期末手当の支給割合を100分の165とすること。
- 二 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の167.5とすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二に関する規定は、令和3年4月1日から施行すること。

【災害対策特別委員会】

○被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、被災者の居住の安定の確保による生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 被災世帯の範囲の拡大

自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯を被災世帯に追加すること。

二 被災者生活再建支援金の額

一により被災世帯に追加された世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の額は、世帯の区分に応じ、次のとおり定めること。

- 1 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円
- 2 その居住する住宅を補修する世帯 50万円
- 3 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円

三 その他所要の改正を行うこと。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律による改正後の被災者生活再建支援法の規定（一により被災世帯に追加された世帯に係る部分に限る。）は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用すること。

○令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号）要旨

本案は、令和2年7月豪雨災害関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら同義援金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 令和2年7月豪雨災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。

- 2 令和2年7月豪雨災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和2年7月豪雨災害関連義援金についても適用すること。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

IV 決議案

○気候非常事態宣言決議案（鴨下一郎君外 8 名提出、決議第 1 号）

近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意する。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する。

右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行うもの	11/ 6	11/27
	○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもの	11/ 6	11/27
	●特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第4号）	特定非営利活動法人の設立を促進するとともに、法に基づく事務等の簡素化及び合理化を図るため、設立認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び書類の閲覧等の際の個人の住所等に係る記載の部分の除外について定めるとともに、認定特定非営利活動法人等が所轄庁に提出する書類の一部を削減する等の措置を講ずるもの	11/20	12/ 2
総務	○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行うもの	10/30	11/27
法務	●生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案（参議院提出、参法第13号）	生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするもの	11/16	12/ 4

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	英国との間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、電子商取引、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの	11/ 4	12/ 4
文部科学	○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第56号）	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を2021（令和3）年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、同年における「国民の祝日に関する法律」の特例を定めるとともに、外国の大会関係者等の非課税措置を延長する等の措置を講ずるもの	（令和2年） 5/29	11/27
	●スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第6号）	スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進等を図るため、スポーツ振興投票（いわゆる toto）の対象競技へのバスケットボールの追加、単一試合投票及び順位予想投票の導入、スポーツ振興投票の収益の用途の拡大（冷暖房・照明設備等の整備、大規模災害又は感染症等が発生した場合の支援）を行うもの	11/20	12/ 2
厚生労働	○予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施及び政府によるワクチンの製造販売業者等に生ずる損失の補償並びに検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間の延長を可能とする措置を講ずるもの	10/27	12/ 2
	●労働者協同組合法案（後藤茂之君外14名提出、第201回国会衆法第26号）	組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めるもの	（令和2年） 6/12	12/ 4

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	○種苗法の一部を改正する法律案 (内閣提出、第201回国会閣法第37号)(修正)	植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止等の措置を講ずるもの なお、施行期日についての修正を行った。	(令和2年) 3/ 3	12/ 2
	○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(内閣提出第4号)	特定の水産動植物等について、違法に漁獲された水産動植物の流通を防ぐための取扱事業者間における情報の伝達、取引記録の作成及び保存、輸出入に際する証明書の添付等の措置を講ずるもの	10/30	12/ 4
国土交通	●交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第5号)	交通に関する施策の一層の推進を図る観点から、交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、人口の減少に対応しつつ地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるようにすべきこと並びに国土強靱化の観点を踏まえ我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することが重要であることを規定等するもの	11/20	12/ 2
安全保障	○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	人事院勧告に対する政府の取扱い方針(閣議決定)に基づき、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定するもの	11/ 6	11/27
災害対策	○被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	被災者の居住の安定の確保による生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯まで拡大する措置を講ずるもの	10/30	11/30
	●令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第7号)	令和2年7月豪雨災害関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら同義援金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	11/20	12/ 4

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議案名	概要
内閣	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号） （立憲・希望 ^{※1} ・無会・共産・自由・社民）	国民主権の理念にのっとり、公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限及び下限の設定並びに行政文書管理指針の策定について必要な事項を定め、並びに国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう行政文書ファイルをまとめる旨を明記するとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号） （立憲・国民 ^{※2} ・無会・自由・社民）	行政文書の管理をめぐる昨今の状況を踏まえ、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が十分に果たされるようにするため、行政文書の決裁に係る手続は原則として電子的に行われなければならないこととし、及び決裁済行政文書の変更を禁止するとともに、独立公文書監視官に関する規定の創設、行政文書の管理の適正に関する通報の制度の創設等の措置を講ずるもの
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号） （立憲・国民 ^{※2} ・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの
	●国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号） （立憲・国民 ^{※2} ・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号） （立憲・国民 ^{※2} ・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

※1 希望の党・無所属クラブ

※2 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号） （立憲・国民*・無会・共産・維新・自由・社民）</p>	<p>性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外11名提出、第197回国会衆法第11号） （立憲・国民*・無会・自由）</p>	<p>公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの</p>
	<p>●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号） （立憲・国民*・無会・共産・社民・自由）</p>	<p>全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの</p>
	<p>●天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外6名提出、第198回国会衆法第6号） （国民*）</p>	<p>天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後において平成の元号を用いて同日以後の日を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合における当該表記について、令和の元号を用いてこれに相当する日を表している表記として取り扱うこととする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（近藤和也君外6名提出、第198回国会衆法第25号） （国民*）</p>	<p>重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等並びに各議院の委員会等による調査命令及び議員による当該調査命令の要請等について定めるもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●手話言語法案（山花郁夫君外6名提出、第198回国会衆法第26号） （立憲・国民*・共産・社民）</p>	<p>手話がろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、ろう者の手話の習得の機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図るため、手話の習得等に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案（山花郁夫君外6名提出、第198回国会衆法第27号） （立憲・国民*・共産・社民）</p>	<p>全ての視聴覚障害者等が、円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに意思疎通を行うことのできる社会を実現するため、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●多文化共生社会基本法案（中川正春君外4名提出、第198回国会衆法第28号） （立憲）</p>	<p>我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案（安住淳君外19名提出、第201回国会衆法第1号） （立国社・共産）</p>	<p>特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止するもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案（小川淳也君外8名提出、第201回国会衆法第3号） （立国社・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防止することが喫緊の課題となっていることに鑑み、新型コロナウイルス感染症検査の実施体制の整備に必要な措置等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施を促進し、もって国民の生命及び健康を保護するもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案（新藤義孝君外5名提出、第201回国会衆法第19号） （自民・公明・維新）</p>	<p>特定給付金等が受給権者に迅速かつ確実に給付されるようにするため、給付名簿の作成等について定めるとともに、給付名簿情報の正確性の確保及び給付名簿の作成等に関する事務の効率的な処理に資するための口座名簿の作成その他必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（今井雅人君外7名提出、衆法第8号） （立民・共産・国民^{※1}）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生の状況及びそのまん延防止のための措置の実施の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症に対する対策を含めた新型インフルエンザ等対策の実効性の向上を図るため、施設の使用制限等に係る要請等に応じた事業者に対する給付金の支給、新型インフルエンザ等対策を実施する関係機関の間の情報の共有等について定めるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事の権限を拡大し、あわせて新型コロナウイルス感染症の特性に即した対応の強化を図るため、社会経済活動のための検査体制の整備、情報の報告等の統一的な体制の整備等について定めるもの</p>
総務	<p>○地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、第201回国会閣法第53号）</p>	<p>地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号） （立憲・希望^{※2}・無会・自由・社民）</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案（吉川元君外5名提出、第201回国会衆法第21号）（立国社・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金について、その支給の趣旨に鑑み、支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの</p>

※1 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

※2 希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
総務	<p>●電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外7名提出、第201回国会衆法第27号) (立国社)</p>	<p>情報通信技術を利用して行われる在宅勤務の促進に資する等のため、電磁的記録の真正な成立の推定に関し、当該電磁的記録に記録された情報について行われている電子署名が、当該電子署名を行うために必要な符号及び物件が適正に管理されることにより、本人だけが行うことができることとなるものであることをその要件とする等の措置を講ずるもの</p>
法務	<p>●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号) (立憲・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪を廃止するもの</p>
	<p>●民法の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号) (立憲・国民*・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの</p>
	<p>●民法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外5名提出、第198回国会衆法第15号) (立憲・共産・社民)</p>	<p>現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの</p>
	<p>●出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第35号) (国民*)</p>	<p>家畜伝染病予防法第36条第1項の規定により輸入してはならないこととされる物を所持する外国人を上陸拒否の対象とするもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(階猛君外3名提出、第201回国会衆法第25号) (立国社)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等について新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業を行うもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ(平成30年5月7日～令和元年9月30日)

委員会名	議案名	概要
法務	● 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（階猛君外 5 名提出、衆法第 9 号） （立民・共産・国民 ^{※1} ）	本邦への上陸により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める 1 類感染症、2 類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の病原体が国内に侵入するおそれがあると認められる外国人を上陸拒否の対象とするもの
財務金融	● 自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案（古本伸一郎君外 2 名提出、第198回国会衆法第29号） （国民 ^{※2} ・社保・未来）	自動車が国民生活に重要な役割を果たしていることに鑑み、自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置を定めるもの
文部科学	● 青少年自然体験活動等の推進に関する法律案（遠藤利明君外 8 名提出、第198回国会衆法第20号） （自民・国民 ^{※2} ・公明・維新・未来）	青少年自然体験活動等を推進し、もって我が国の活力の向上に寄与するため、その推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの
	● 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（城井崇君外 5 名提出、第200回国会衆法第10号） （立国社・共産）	大学等における修学の支援において、配偶者と死別又は離婚した後婚姻をしていない者、未婚のまま父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの等により生計を維持する学生等が置かれている経済的な状況を踏まえるとともに、これらの学生等の間に不均衡が生じないように配慮を義務付けるもの
	● 独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案（川内博史君外 5 名提出、第201回国会衆法第 4 号） （立国社・共産）	大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験は多肢選択式によることとするとともに、当該試験の枠組みにおいては民間試験等の活用を行わないこととするもの
	● 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案（川内博史君外 5 名提出、第201回国会衆法第14号） （立国社・共産）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が学生等の修学等に及ぼす影響の緩和を図るため、大学等における授業料の減免に要する費用の支弁その他の学生等の支援等に関する特別の措置について定めるもの

※1 国民民主党・無所属クラブ（令和 2 年10月27日～）

※2 国民民主党・無所属クラブ（平成30年 5 月 7 日～令和元年 9 月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号） （立憲・国民*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（森山浩行君外10名提出、第198回国会衆法第19号） （立憲・社民）</p>	<p>公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの</p>
	<p>●認知症基本法案（後藤茂之君外5名提出、第198回国会衆法第30号） （自民・公明）</p>	<p>認知症施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、認知症施策推進基本計画等の策定について定めるとともに、同施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第11号） （立国社・共産）</p>	<p>介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第12号） （立国社・共産）</p>	<p>当分の間、障害福祉サービス等報酬のうち、食事提供体制加算等を廃止してはならないものとするとともに、送迎加算について、障害福祉サービス等の利用者に不利な内容のものを定めてはならないものとする規定を設けるもの</p>
	<p>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、第201回国会衆法第13号） （立国社・共産）</p>	<p>重度の肢体不自由者等に対する職場での介護及び通勤における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案（尾辻かな子君外10名提出、第201回国会衆法第15号）（立国社・共産・維新）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等により、児童扶養手当の支給を受ける者の家庭に経済的な影響を与えていることに鑑み、当該家庭の生活の安定に資するため、臨時特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	●業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案（西村智奈美君外6名提出、第201回国会衆法第18号） （立国社・共産）	業務等における性的加害言動を禁止するとともに、業務等における性的加害言動を受けた従業者等に対する支援その他の施策を推進するもの
	●新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外5名提出、衆法第1号） （立民・共産・国民 ^{※1} ）	新型コロナウイルス感染症等が労働者に及ぼす影響の緩和が十分に図られていない現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等に係る支給の拡充、運用の改善等の措置を講ずるもの
	●短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外6名提出、衆法第2号） （立民・共産・国民 ^{※1} ）	労働者の雇用形態による賞与、退職手当等の待遇の格差を是正するため、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の合理的と認められない待遇の相違の禁止並びに待遇の相違が合理的と認められるか否かの判断に当たっての考慮事項の限定等の措置を講ずるもの
	●低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案（長妻昭君外8名提出、衆法第3号） （立民・共産・国民 ^{※1} ）	新型コロナウイルス感染症等による低所得であるひとり親世帯への経済的な影響が続いていることに鑑み、令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金と同様の給付金の支給を緊急に行うため必要な事項を定めるもの
農林水産	●主要農作物種子法案（後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号） （立憲・希望 ^{※2} ・無会・共産・自由・社民）	主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うもの
	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号） （立憲・国民 ^{※3} ・無会・共産・自由・社民）	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの

※1 国民民主党・無所属クラブ（令和2年10月27日～）

※2 希望の党・無所属クラブ

※3 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号) (立憲・国民[*]・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号) (立憲・国民[*]・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>畜産経営の安定を図るため、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する措置について、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、法令に基づく措置として早期に実施するもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号) (立憲・国民[*]・無会・自由・社民)</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第34号) (国民[*])</p>	<p>アフリカ豚熱をはじめとする監視伝染病の病原体が国内に侵入することを防止するため、必要な訓練を受けた犬の配置その他の輸入検疫に係る体制の整備についての規定を新設するもの</p>
経済産業	<p>●原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号) (立憲・共産・自由・社民)</p>	<p>原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに原発廃止・エネルギー転換改革推進計画の策定等について定めるとともに、原発廃止・エネルギー転換改革推進本部を設置するもの</p>
	<p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第21号) (立憲・国民[*]・共産・社保・社民)</p>	<p>地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ(平成30年5月7日～令和元年9月30日)

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（近藤昭一君外5名提出、第198回国会衆法第22号） （立憲・共産・社保・社民）</p>	<p>エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用の確保に資するため、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第23号） （立憲・国民*・共産・社保・社民）</p>	<p>エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に資するため、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画の作成等について定めるもの</p>
	<p>●エネルギー協同組合法案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第24号） （立憲・国民*・共産・社保・社民）</p>	<p>地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るため、地域エネルギーを生産し、これを組合員に供給する事業等を行うエネルギー利用協同組合及び組合員以外に供給する事業等を行うエネルギー供給協同組合に係る措置等を定めるもの</p>
	<p>●中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第201回国会衆法第9号） （立国社・共産・維新）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が中小企業者等の事業活動に甚大な影響を及ぼしていることに鑑み、中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及び負担軽減を通じた中小企業者等支援のため、株式会社日本政策金融公庫による代位弁済並びに求償権の適切な行使及び放棄等や国による補助その他の財政上の措置について定めるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案（田嶋要君外6名提出、第201回国会衆法第20号） （立国社・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら同給付金を使用することができるようにするため、同給付金の差押えを禁止する等の措置について定めるもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	<p>●航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（森山浩行君外7名提出、第196回国会衆法第43号） （立憲・国民^{※1}・無会・共産・自由・社民・無）</p>	<p>航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めるもの</p>
環境	<p>●対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号） （立憲・希望^{※2}・社民）</p>	<p>原子力緊急事態宣言がされた後、解除された「特定原子力事業所」に設置された発電用原子炉施設について、申請期間内に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく適合性審査の申請がされないときは、当該発電用原子炉の設置許可を取り消す等、同法の特例を定めるもの</p>
決算 行政監視	<p>●会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号） （立憲・国民^{※1}・無会・自由・社民）</p>	<p>会計検査院の検査に係る機能の強化を図るため、懲戒処分要求の対象の拡大及び懲戒処分要求への人事院等の関与の強化、国会及び内閣への随時報告の義務付け、意見表示又は処置要求に関する制度の強化等を行うもの</p>
	<p>○平成28年度一般会計歳入歳出決算 平成28年度特別会計歳入歳出決算 平成28年度国税収納金整理資金受払計算書 平成28年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入102兆7,740億円余、歳出97兆5,417億円余であり、差引き剰余は5兆2,322億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があつて歳入合計410兆1,617億円余、歳出合計395兆3,607億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額72兆356億円余、一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円余であり、資金残額は1兆2,899億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆650億円余、支出合計9,068億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より9,097億円余増加し、106兆79億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より242億円余増加し、1兆806億円余</p>

※1 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

※2 希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
決算 行政監視	○平成29年度一般会計歳入歳出決算 平成29年度特別会計歳入歳出決算 平成29年度国税収納金整理資金受払計算書 平成29年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入103兆6,440億円余、歳出98兆1,156億円余であり、差引き剰余は5兆5,284億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆4,869億円余、歳出合計374兆1,502億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額75兆9,847億円余、一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円余であり、資金残額は1兆3,612億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,296億円余、支出合計9,618億円余
	○平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より8,161億円余増加し、106兆8,241億円余
	○平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より301億円余増加し、1兆1,108億円余
	○平成30年度一般会計歳入歳出決算 平成30年度特別会計歳入歳出決算 平成30年度国税収納金整理資金受払計算書 平成30年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入105兆6,974億円余、歳出98兆9,746億円余であり、差引き剰余は6兆7,227億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計381兆1,771億円余、歳出合計368兆9,360億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額78兆2,204億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円余であり、資金残額は1兆3,227億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,307億円余、支出合計1兆635億円余
	○平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より1兆7,697億円余増加し、108兆5,939億円余
	○平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より365億円余増加し、1兆1,473億円余

委員会名	議 案 名	概 要
決算 行政監視	<p>○令和元年度一般会計歳入歳出決算 令和元年度特別会計歳入歳出決算 令和元年度国税収納金整理資金受払計算書 令和元年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入109兆1,623億円余、歳出101兆3,664億円余であり、差引き剰余は7兆7,959億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆5,519億円余、歳出合計374兆1,696億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額77兆4,666億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆812億円余であり、資金残額は1兆3,854億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,645億円余、支出合計1兆644億円余</p>
	<p>○令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より1兆2,773億円余増加し、109兆8,712億円余</p>
	<p>○令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より463億円余増加し、1兆1,937億円余</p>
	<p>○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）</p>	<p>一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間において決定された使用額は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費等31件、計2,134億円余</p>
	<p>○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）</p>	<p>一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から令和2年3月24日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費等38件、計2,534億円余</p>
	<p>○令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第201回国会、内閣提出）</p>	<p>特別会計予備費予算総額8,340億円余のうち、令和2年3月10日に決定された使用額は、雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費1件、420億円</p>
議院運営	<p>●行政監視院法案（辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第31号） (立憲・国民*・共産・社保・社民)</p>	<p>行政監視及び立法機能の充実強化を図り、国政の健全な発展に寄与するため、国会に行政監視院を置くもの</p>

※ 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

委員会名	議案名	概要
議院運営	●国会法の一部を改正する法律案（辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第32号） （立憲・国民 ^{※1} ・共産・社保・社民）	行政監視及び立法機能の充実強化に資するため、国会に行政監視院を置くもの
倫理選挙	●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号） （立憲・無会）	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの
	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号） （立憲・国民 ^{※1} ・無会・社民）	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満20年に、参議院議員及び都道府県知事については満25年に、それぞれ引き下げるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号） （立憲・国民 ^{※1} ・無会・社民・自由）	国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、収支報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表を義務付けるもの
震災復興	●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号） （立憲・希望 ^{※2} ・無会・共産・自由・社民）	被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの
	●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号） （立憲・希望 ^{※2} ・無会・共産・自由・社民）	復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等を内容とする土地の収用又は使用に係る特別の措置の創設等をするもの
	●東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号） （立憲・希望 ^{※2} ・無会・共産・自由・社民）	東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの

※1 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

※2 希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
震災復興	<p>●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外6名提出、第198回国会衆法第36号） （立憲・国民^{※1}・共産・維新・社保・社民・無）</p>	<p>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、国による支給基準の作成及び公表に関する規定を設ける等の措置を講ずるもの</p>

※1 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

<憲法審査会>

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

議 案 名	概 要
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、第196回国会衆法第42号） （自民・公明・維新・希望^{※2}）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの</p>
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号） （国民^{※1}）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人が憲法改正案に関する正確な情報に基づく多様な意見を踏まえて賛成又は反対の判断を行うことができる環境の整備等を図るため、政党等による国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の禁止、特定国民投票運動団体の届出及び収支報告、国民投票運動等に関する支出金額の制限、国民投票運動等に関する寄附の制限、インターネット等を利用した国民投票運動等の適正化、国民投票の当日における国民投票運動の禁止その他の公正な国民投票運動等の実施のための措置、憲法改正案の広報の充実強化及び投票環境の整備等並びに国政選挙の選挙運動期間と国民投票の期日前投票の期間との重複を回避し国民投票に関する周知等のための十分な期間を確保するための措置等を講ずるもの</p>

※1 国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）

※2 希望の党

